

電気通信事業紛争処理委員会（第107回）議事録

1 日時

平成22年6月29日（火）午前9時45分から午前10時49分まで

2 場所

経済産業省別館1115号会議室（経済産業省別館11階）

3 出席者

(1) 委員

龍岡 資晃（委員長）、坂庭 好一（委員長代理）、尾畑 裕、富沢 木実（以上4名）

(2) 特別委員

樋口 一夫（以上1名）

(3) 事務局

田口 和也 事務局長、井上 知義 参事官、清水 智之 調査官、

植松 利紗 上席調査専門官

(4) 総務省（総合通信基盤局）

桜井 俊 総合通信基盤局長、福岡 徹 電気通信事業部長、山田 真貴子 総務課長、

古市 裕久 料金サービス課長、栗谷 康正 料金サービス課課長補佐

4 議題及び議事概要

(1) 生活文化センター株式会社からの協議再開命令の申立てに係る総務大臣からの諮問

（総合通信基盤局からの説明）【公開】

生活文化センター株式会社からの協議再開命令の申立てに係る総務大臣からの諮問について、総合通信基盤局から説明を受けた。

(2) 生活文化センター株式会社からの協議再開命令の申立てに係る審議【非公開】

生活文化センター株式会社からの協議再開命令の申立てについて、審議を行った。

(3) その他【非公開】

議題(2)の審議を踏まえ、次回会議の確認等を行った。

※ 議題(2)及び議題(3)については、会議を公開することにより当事者及び第三者の権利利益を害するおそれがあるため、電気通信事業紛争処理委員会運営規程第16条第1項の規定に基づき非公開で開催した。

また、同様の理由により、電気通信事業紛争処理委員会運営規程第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、議題(2)及び議題(3)についての会議の議事録、議題(1)で使用した資料の黒塗りの部分、議題(2)及び議題(3)で使用した資料を非公開とする。

5 議事概要

<開会【公開】>

【龍岡委員長】 おはようございます。それでは、ただいまから電気通信事業紛争処理委員会の第107回会議を開催いたします。

本日は、4名の委員が出席しておられますので、定足数を満たしております。また、樋口特別委員にも御出席いただいております。

議事に入る前に、電気通信事業紛争処理委員会運営規程第2条第2項の規定に基づき、文書により行った審議の結果について御報告いたします。第106回委員会において、平成21年度年次報告(案)及びあっせん委員及び仲裁委員としてあらかじめ指定する者の名簿(案)について審議をいただき、原案どおり議決されております。

それでは、お手元の議事次第に従い議事を進めてまいります。議題1の生活文化センター株式会社からの協議再開命令の申立てに係る総務大臣からの諮問につきましては、公開で開催いたします。

議題2の生活文化センター株式会社からの協議再開命令の申立てに係る審議につきましては、会議を公開することにより、当事者及び第三者の権利利益を害するおそれがありますので、電気通信事業紛争処理委員会運営規程第16条第1項の規定に基づき、非公開での開催といたします。したがって、傍聴者の皆様方には非公開とする審議が始まる前に退室していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

<議題(1)生活文化センター株式会社からの協議再開命令の申立てに係る総務大臣からの諮問(総合通信基盤局からの説明)【公開】>

【龍岡委員長】 では、議題1に入ります。まず、事務局から本件についての説明をお願いします。

【植松上席調査専門官】 総務大臣より、電気通信事業紛争処理委員会に対し、本日6月29日付けで、電気通信事業法第35条第1項の規定に基づき生活文化センター株式会社から申立てのあった協議再開命令について諮問が行われました。電気通信事業法第35条第1項の規定による電気通信設備の接続に関する協議再開命令については、同法第160条の規定によりまして当委員会に諮問がなされることになっておりますので、本件はこれに基づくものでございます。

なお、本件に関する資料のうち、非公開とすべきものにつきましては、委員会限りの扱いとさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

【龍岡委員長】 それでは、総合通信基盤局から御説明をお願いします。

【古市料金サービス課長】 よろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料のうち、資料1-3、横長の「審査の結果別紙の概要について」と表題がついております資料に基づきまして、本件の概要を御説明させていただきます。

まず、資料1-3、1ページ、御覧いただけますでしょうか。今回の申立ての概要についてでございます。本件は、本年1月25日、生活文化センターからエヌ・ティ・ティ・ドコモに対する接続協議再開命令の申立てがあったものでございます。生活文化センターは、ドコモのネットワークを利用し、電気通信サービスを提供する、いわゆるMVNOとなることを予定し、昨年8月12日に電気通信事業の届出を行った電気通信事業者でございます。その他生活文化センターの会社概要については、この資料に記載のとおりでございます。

次に、生活文化センターが実現しようとする接続形態についてでございますが、生活文化センターは、具体的に6つの接続形態を請求しているところでございます。まず第1に、生活文化センターとドコモの両者の電気通信設備間に仮想的なトンネルを設定して接続をする、いわゆるレイヤ2接続。第2に、両者の電気通信設備間をネットワーク転送によって接続をする、いわゆるレイヤ3接続。第3に、ISP接続及びレイヤ2接続によりパケット事業者の選択サービスを実現する接続形態、以下、レイヤ2接続Ⅱと略称をさせていただきます。第4に、ISP接続及びレイヤ3接続によるパケット事業者選択サービスを実現する接続形態、以下、レイヤ3接続Ⅱと略称をさせていただきます。第5に、ドコモ音声網を利用して音声サービスを提供するMVNO音声接続。第6に、ドコモ音声網を利用してショートメッセージサービスを提供するMVNO・SMS接続。以上、6つの接続

形態すべてを実現することを生活文化センターは要望しているところでございます。

なお、レイヤ2接続及びレイヤ3接続につきましては、既にドコモのほうで接続料及び接続条件について接続約款化を図っているものでございますが、その他の4つの接続形態については、接続約款化されていない新たな接続形態でございます。

また、生活文化センターは、他事業者発のMVNO音声接続を除くすべてについて、料金設定権を請求しているところでございます。

次に、2ページ、御覧いただけますでしょうか。これまでの経緯についてでございます。ここにございますとおり、昨年7月31日以降、随時、今、御覧いただきました6つの接続形態につきまして、生活文化センターはドコモに対して接続申込みを行ったところでございますが、昨年の12月17日にドコモはすべての接続申込みを拒否したところでございます。この後、昨年12月28日に生活文化センターは、当委員会にあっせんを申請したところでございますが、本年1月15日にあっせん不実行ということになりまして、その後1月25日に生活文化センターより、総務大臣に対し、接続協議再開命令の申立てがあったものでございます。

その後、ドコモ、生活文化センター、両者から意見書の提出がありましたが、生活文化センターの意見書の内容につきましては、本件判断を行うために十分な情報が得られなかったことから、その後、本件判断を行うための必要な追加的情報について、生活文化センターに対し、電気通信事業法に基づく報告を求めて必要な情報を報告いただいたところでございます。

次に、3ページ、お開けいただけますでしょうか。今回の案件の争点及び判断、結論の概要についてでございます。まず、その前に今回の事案の電気通信事業法上の位置付けでございますが、電気通信事業法第32条におきましては、ドコモのような電気通信回線設備を設置する事業者は、他事業者からその電気通信回線設備に対して接続請求を受けた場合、原則としてこれに応じなければならないという、いわゆる接続義務が課せられているところでございます。ただし、例外的に接続を拒否し得る正当な理由として、法律又は省令に規定される、いわゆる接続拒否事由に該当する場合には、接続を拒否し得るということになっているところでございます。したがって、本件につきましては、具体的な接続拒否事由が存在するかどうかという点が判断のポイントとなるわけでございます。この点、ドコモは今回のケースについては2つの接続拒否事由が存在すると主張をしているところでございます。

1点目は、電気通信事業法施行規則第23条第1号の接続拒否事由、具体的には、生活文化センターが本件接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあるという主張をしているところでございます。また、さらに、2点目として、電気通信事業法第32条第2号の接続拒否事由、すなわち、本件接続がドコモの利益を不当に害するおそれがあるという、この2つの主張をしているところでございます。この2つの争点について判断を行ったところ、結論といたしましては、この下にございまして、本件において、後者の電気通信事業法第32条第2号には該当しないものの、前者の電気通信事業法施行規則第23条第1号の接続拒否事由に該当するものとして、本件については、ドコモに対し接続協議再開命令をすることは適当ではないと考えているところでございます。

以下、それぞれの争点についての具体的な判断の内容について御説明をさせていただきます。

4ページ、御覧いただけますでしょうか。まず、1点目の生活文化センターが本件接続に関し、負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあるか否かという争点についての判断について御説明をさせていただきます。まず、判断基準でございまして、一般的に、支払いを怠るおそれがあるか否かについては、請求する接続の規模・形態や接続申込者の財務状況等に照らし、個別具体的に判断されることとなるわけでございますが、この際の具体的な判断基準としては、過去の支払実績、信用評価機関・格付け機関等による評価、財務状況等客観的な指標等に基づいて判断することが適当と考えているところでございます。この点は、現在、電気通信事業者が事業者間接続等に関し、債権保全措置を講じる際の指針である債権保全ガイドラインにおいても同様の考え方が示されているものでございます。

次に、この判断基準に基づく具体的な判断でございまして、まず、生活文化センターの実態についてでございます。この点、ドコモは、生活文化センターが住所不定であり、実態不明である旨主張しているところでございます。しかしながら、遅くとも平成21年12月25日以降同社の住所変更は認められず、生活文化センターが住所不定、実態不明とまでは言えないものと考えているところでございます。

次に、生活文化センターの財務状況についてでございますが、一般的に、企業の短期的な支払能力を判断するに当たっては、損益計算書上の利益の額のほか、貸借対照表上の流動資産及び流動負債の額等が一つの指標となると考えられるところでございます。このため、生活文化センターの財務状況について、先ほど申し上げました事業法に基づく報告を求めたところ、生活文化センターの直近3期の純利益については、この資料のとおり推

移しているところをごさいます、また、資金繰りに直結する運転資本につきましては、直近3期で、この資料の数字のとおり推移をしているところをごさいます。

一方、生活文化センターが請求する6つの接続形態すべて実現する場合には、同社が接続に関し負担すべき金額のうち、月々の網使用料として、レイヤ2接続及びレイヤ3接続の網使用料である約2,196万円に加え、レイヤ2接続Ⅱ、レイヤ3接続Ⅱ、MVNO音声接続及びMVNO・SMS接続に係る網使用料を加えた金額、これを支払う必要があるわけをごさいます。また、同社が仮に接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがある場合に、このおそれを当面払拭するために必要な預託金は約8億円から約18億5,000万円の範囲の金額にレイヤ2接続Ⅱ、レイヤ3接続Ⅱ及びMVNO・SMS接続に係る預託金を加えた金額となり、これらの金額は、今、上で見ていただきました生活文化センターの運転資本等の規模を著しく上回るものとなるわけをごさいます。

したがって、生活文化センターの運転資本等の規模と同社が接続に関し負担すべき金額等にかんがみると、生活文化センターが今後展開を予定している電気通信事業から、接続に関し負担すべき金額を支払うために十分な収益を短期的にも得ることができる場合、あるいは同社がその他の資金調達手段により、接続に関し負担すべき金額を支払うなどのために十分な資金を準備することができる場合を除き、同社が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがないと判断することはできないと考えているところをごさいます。

まず、前者の生活文化センターが展開を予定している電気通信事業から十分な収益を得ることができるかどうかという点を検証いたします。5ページ、御覧いただけますでしょうか。まず、音声サービスに関してごさいます。生活文化センターは、同社が予定する音声サービスの単位時間当たりの利用者料金が最終着信先事業者の単位時間当たり網使用料を上回っていることから、採算性が全くないわけではないと主張しているところをごさいます。しかしながら、この網使用料支払いについて検討いたしましたところ、同社は中継事業者を介して他事業者と接続することを予定しているところをごさいますが、生活文化センターが主張する網使用料支払いの金額には、この中継事業者に対する網使用料支払いの金額が含まれていないところをごさいます。また、生活文化センターからの事業法に基づく報告によれば、同社が接続を予定している中継事業者及び当該中継事業者に対する網使用料等支払いの額はいずれも未定とされており、また、網使用料支払いを行わない形での中継事業者との接続を行うといった個別の契約の締結が具体的に計画されているものでもごさいません。

さらに、生活文化センターの網使用料支払い以外のコストについて検討いたしますと、同社は、交換機の設備投資は行わず、中継事業者のものを使用する旨主張しているところですが、生活文化センターからの事業法に基づく報告によれば、同社が接続協定を締結する中継事業者が具体的に計画されているわけでもなければ、交換機を借り受ける中継事業者が具体的に計画されているわけでもありません。また、同報告によれば、生活文化センターがホームページに掲載していた役務別利用者料金の設定根拠も未定とされているため、同社が役務提供するために必要なコストを十分に考慮した上で利用者料金を設定していると認めることはできないものと考えているところでございます。

以上より、生活文化センターが提供を予定している音声サービスから、接続に関し負担すべき金額を支払うために十分な収益を得ることができると判断することはできないものと考えているところでございます。

次に、データ通信サービスに関してでございます。生活文化センターは、データ通信サービスに関し、1ユーザ当たりの原価は月額30円から600円となり、十分に採算がとれる旨主張しているところでございますが、ドコモのレイヤ2接続及びレイヤ3接続に係る網使用料は、一定の貸出帯域幅に応じた定額制の課金方式となっていることから、1ユーザ当たりの原価は、生活文化センターが獲得していくユーザ数に依存することとなるため、必ずしも月額30円から月額600円の範囲におさまるものとは言えないところでございます。この点、ドコモは生活文化センターの需要予測について、非現実的なおおよそあり得ない予測数値と主張していることから、この需要予測について、事業法に基づく報告を求めたところ、同社からの報告によれば、同社は1月当たり新規加入数の設定根拠について回答が不能としており、同社による需要予測に十分な設定根拠があると認めることはできないものと考えているところでございます。

以上のように、生活文化センターが提供を予定しているデータ通信サービスから、接続に関し負担すべき金額を支払うために十分な収益を短期的にも得ることができると判断することはできないものと考えているところでございます。

以上、踏まえまして、6ページの(4)にございますとおり、生活文化センターが今後展開を予定している電気通信事業から、最低でも2,196万3,446円に上る月々の網使用料の支払いを可能とするために十分な収益を上げることができると判断できないものでございまして、したがって、生活文化センターが他の資金調達手段により、接続に関し負担すべき金額を支払うために十分な資金を準備できることが認められない限り、同社が

接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがないと判断することはできないものと考えているところでございます。

次に、生活文化センターが接続に関し負担すべき金額に相当する債務の履行を預託金の預入れ等により仮に担保した場合には、同社が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれは当面払拭されることになるわけでございます。この点、生活文化センターが請求する接続等がすべて実現する場合には、同社はドコモに対して約8億円から約18億5,000万円の範囲のレイヤ2接続、レイヤ3接続及びMVNO音声接続に係る預託金に加え、レイヤ2接続Ⅱ、レイヤ3接続Ⅱ及びMVNO・SMS接続に係る預託金を預け入れる必要があるわけでございます。生活文化センターからの事業法に基づく報告によれば、同社は、預託金等に充てる資金の調達先等については未定であり、株主等の応募状況については決定がないとしており、同社が借入れや増資等の手段により、最低でも上記の範囲の金額に上る預託金の預入れ等を可能するために、十分な資金を準備できるめどが立っていると認めることはできないものと考えているところでございます。

したがって、現状において、生活文化センターがドコモに対する債務の履行を担保することにより、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれを払拭することができるかと判断することはできず、また、生活文化センターが借入れや増資等の手段により、同社が接続に関し負担すべき金額それ自体を支払うことができると判断することもできないものと考えているところでございます。

以上を踏まえますと、現状において、生活文化センターの財務状況、資金調達計画、同社が予定している電気通信事業の短期的な収益性、ドコモに対する月々の網使用料支払い及び預託金預入れの金額等を総合的に勘案すると、生活文化センターが本件接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあると認められ、電気通信事業法施行規則第23条第1号の接続拒否事由に該当するものと考えているところでございます。

次に、7ページ、御覧いただけますでしょうか。2点目の争点でございます、本件接続がドコモの利益を不当に害するおそれがあるか否かという点についての判断でございます。まず、判断基準でございますが、競争による多様な形態での複数の電気通信事業者の参入を前提する接続制度の趣旨にかんがみると、ドコモにおいて発生する利益の損失が、生活文化センターとの公正な競争の結果によるものでないことに加え、客観的な事実を照らして具体的かつ相当程度の利益の損失が合理的に予見されることが求められるものと考えているところでございます。

次に、この判断基準に基づく具体的な判断についてでございます。まず、ドコモは、旧平成電電代表取締役社長と生活文化センターの間に一定の関係があるということを前提といたしまして、そのような生活文化センターと接続を行うと、旧平成電電の被害者団体からの非難や社会からの風評被害を通じ、ドコモのブランドイメージが大きく損なわれる旨主張しているところでございます。しかしながら、旧平成電電代表取締役社長と一定の関係を有する企業、あるいは同代表取締役社長が主導する企業と取引をしている他の企業が、これまで実際にドコモが主張するような非難・風評被害を受けたなどの客観的事実は示されていないところでございます。したがって、ドコモが生活文化センターからの接続請求に応ずることをもって、非難や風評被害を通じたブランドイメージの毀損により、ドコモにおける相当程度の利益の損失の発生が客観的事実に照らして合理的に予見されるとまでは認めることはできないものと考えているところでございます。

さらに、ドコモは「事業が続く限り永遠にバックマージンをお支払い！」等の断定的表現を用いて代理店募集等を行っている生活文化センターを、仮にMVNOとして接続をさせると、生活文化センターの代理店等からの苦情や損害賠償の申立て等により、ドコモの利益を不当に害するおそれがある旨主張しているところでございます。しかしながら、生活文化センターからの事業法に基づく報告によれば、同社は代理店等の応募状況について決定がないとしていることなどから、現在のところ、同社による代理店等の募集に係る広告の効果は限定的であると考えられるものでございます。このような現状に照らしますと、ドコモが生活文化センターからの接続請求に応じることをもって、生活文化センターの代理店からのドコモに対する損害賠償の申立てが行われたり、広く世間一般からのドコモに対する風評被害が生じるような事態が客観的事実に照らして合理的に予見されるとまでは認めることはできないものと考えているところでございます。

以上、踏まえますと、現状において、生活文化センターが旧平成電電代表取締役社長と一定の関係を有すること及び生活文化センターがドコモが問題視するような代理店等の勧誘を行っていたことをもって、ドコモが生活文化センターからの接続請求に応じることによりドコモの利益が不当に害されるおそれがあると認めることはできず、電気通信事業法第32条第2号の接続拒否事由には該当しないものと考えているところでございます。

以上を踏まえまして、資料1-2、審査の結果と表題のついた縦長の資料を御覧いただけますでしょうか。表紙をおめくりいただきまして、「審査の結果」と表題のついた縦長の資料がでございます。先ほど資料1-3で御説明させていただきましたとおり、結論といた

しましては、本件については、電気通信事業法第32条第2号の接続拒否事由、すなわち、当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるときには該当しないものの、電気通信事業法施行規則第23条第1号、すなわち、電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること、これに該当することから、本件につき、ドコモに対して協議再開を命じないことが適当であると認められるとしているところでございます。

説明は以上でございます。

【龍岡委員長】 どうもありがとうございました。

では、以上をもちまして、公開の会議を終了といたします。

傍聴の皆様には御退室をお願いいたします。

(傍聴者退出)

<議題(2) 生活文化センター株式会社からの協議再開命令の申立てに係る審議【非公開】>

※この部分については、非公開にて開催した。

<議題(3) その他【非公開】>

※この部分については、非公開にて開催した。

—以上—